

# 地 域 再 生 計 画

## 1 地域再生計画の名称

人にやさしい快適な環境のまちづくり計画

## 2 地域再生計画の作成主体の名称

矢掛町

## 3 地域再生計画の区域

岡山県小田郡矢掛町の全域

## 4 地域再生計画の目標

矢掛町は、岡山県の西南部に位置し、人口 15,055 人(平成 26 年 4 月 1 日現在)、面積 90.62 km<sup>2</sup>、高梁川の支流小田川の流域に開けた町で、町の東西を国道 486 号線、鉄道井原線が走り、南を走る山陽自動車道の 3 つのインターチェンジへはともに 15 分程度、さらに、工業地帯を有し中核市である倉敷市、広島県福山市へそれぞれ 30 分～40 分程度という交通条件を備えた町です。

また、本町は、江戸時代には旧山陽道の宿場町として栄え、昔ながらの本陣・脇本陣が今も、なお姿をとどめており、全国で唯一、共に国の重要文化財の指定を受けている歴史の町です。一方、町内を流れる美山川、星田川では、幾種類もの淡水魚が生息し、「種の保存法」で指定されている国内希少野生動植物種の確認もされています。初夏にはホタルが飛び交う豊かな自然と美しい山林、水田が広がり、農業を基幹産業とした文化と田園の町です。毎年 11 月には町内で最大のイベント「矢掛の宿場まつり」が開催され、往時の参勤交代の様子を再現した大名行列が行われ、多くの人で賑わっております。

しかし、本町でも全国の多くの市町村と同様に、少子高齢化、定住人口の減少、生活様式の変化に伴う環境問題など多くの課題を抱えており、そのため、多様化・高度化する生活意識の変化に対応し、生き生きと豊かで快適な生活が送れるよう、生活基盤の整備や自然と人が共生できる環境の確保を図るとともに、地域社会における人と人との交流を深めるための取り組みを進めていくことが必要となっています。

本町では、町民が望む町の将来像「福祉が充実した、事故や犯罪が少ない安全な、教育や文化活動が充実した、町民同士のふれあいを感じられる、美しい環境の中で、暮らしていくことのできる町」を実現するため、地域を支えるひとづくりや保健・福祉の充実【明るいくらしのまち】、個性・特性を生かした産業振興【活力のあるまち】、自然と共生し快適で潤いのある生活環境及び生活基盤の整備【安全・安心なまち】、町民参加による効率的な行政運営

の推進【町民とともに歩むまち】の4つの柱を中心としてまちづくりを進めていくこととしています。

これまでの汚水処理施設整備により平成25年度末の汚水処理人口普及率は、88.5%と改善され、平成25年度末岡山県平均の汚水処理人口普及率82.4%を上回ることとなりました。

しかしながら、定住人口の増加を図るためのさらなる住宅団地の整備など、生活の拠点となる良好な住宅の確保が望まれており、これら生活環境の整備に併せて、本陣・脇本陣などの観光資源、淡水魚やホタル、国内希少野生動物種の保護を目的とした公共水域の水質の向上による自然環境資源を活用した交流人口の増加を図るため、町民とともに歩むまち「人にやさしい快適な環境のまちづくり計画」を目指すものです。

**(目標1) 汚水処理人口普及率の向上**

88.5% (基準値：平成25年度末)

→95% (中間目標値：平成29年度末)

→100% (計画目標値：平成31年度末)

**(目標2) 交流人口の増加**

19万人 (基準値：平成25年度末)

→20万人 (中間目標値：平成29年度末)

→21万人 (計画目標値：平成31年度末)

**(目標3) 処理場見学者の増加**

180人 (基準値：平成25年度末)

→190人 (中間目標値：平成29年度末)

→200人 (計画目標値：平成31年度末)

## 5 地域再生を図るために行う事業

### 5-1 全体の概要

生活水準の向上に伴い住民の下水道への関心は高く、文化的で快適な生活空間を創造するために、下水道への期待はますます大きく膨らんでおり、生活環境においても環境保全と住環境の快適性が求められるようになってきています。

このような状況の中、汚水処理人口の普及率向上を目標として、公共下水道事業、小型合併処理浄化槽設置整備事業の2事業を効率的に活用し、快適で住み良い生活環境を重視した一体的なまちづくりを図るものです。また、今後の汚水処理施設について、農業集落排水施設から公共下水道へ接続し、再構築することにより、維持管理費の低減や汚水処理の効率化を図ります。

この他にも、分譲宅地の造成により良好な住環境を提供するとともに、快適な環境のまちづくりを進めるため、古民家を再生した宿泊温泉施設の整備、

公共施設の水洗化促進を行うことにより，人にやさしい快適な環境づくりの意識の醸成を図りながら，地域や世代を超えた交流と町民参加の協働のまちづくりを図り，交流人口の増加を図るものです。

## 5-2 特定政策課題に関する事項

該当なし

## 5-3 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

### 汚水処理施設整備交付金【A3002】

#### [事業主体]

- ・矢掛町

#### [施設の種類]

- ・公共下水道，浄化槽

#### [事業区域]

- ・公共下水道 公共下水道事業で整備した区域以外の下水道認可区域
- ・浄化槽 公共下水道事業認可区域及び農業集落排水事業供用区域以外の区域

#### [事業期間]

- ・公共下水道 平成27年度～31年度
- ・浄化槽（個人設置型） 平成27年度～31年度

#### [整備量]

- ・公共下水道 管きよ  $\phi 75\sim 150$  L=14,520m  
(うち単独 L=4,030m)  
処理場1箇所（水処理施設 1池増設）

- ・浄化槽（個人設置型）75基  
なお，各施設による新規の処理人口は下記のとおり。  
公共下水道 1,600人，浄化槽 225人

#### [事業費]

- ・公共下水道  
事業費 1,395,000千円（うち、交付金 719,900千円）  
単独事業費 290,000千円
- ・浄化槽（個人設置型）  
事業費 31,980千円（うち、交付金 10,660千円）
- ・総事業費  
事業費 1,426,980千円（うち、交付金 730,560千円）  
単独事業費 290,000千円

## 5-4 その他の事業

#### 5-4-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

#### 5-4-2 複数事業と密接に関連させて効果を高める独自の取組

該当なし

#### 5-4-3 支援措置によらない独自の取組

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「人にやさしい快適な環境のまちづくり計画」を達成するため、次の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

##### (1) 良好な住環境の提供

内 容 分譲宅地造成事業（南山田地区他）

汚水処理施設整備交付金を活用した生活環境の整備と一体的に行うことにより、分譲・入居を促進し、定住人口の増加を図る。

実施主体 矢掛町

実施期間 平成 27 年 4 月から平成 32 年 3 月

##### (2) 矢掛町観光推進

内 容 平成 26 年度に古民家の整備（古民家再生事業）を行い、新たな観光の中心地として、パンフレットやメディア等の広告媒体を利用した宣伝を促進し、交流人口の増加を図る。

実施主体 矢掛町

実施期間 平成 27 年 4 月から平成 32 年 3 月

##### (3) 環境にやさしいまちづくり

内 容 ●矢掛町まちピカ応援事業（地区住民及び企業等の団体が、地域内道路及び河川の清掃美化活動等のボランティア活動を通じて、地域の財産である道路及び河川への愛着心を深めることにより、協働のまちづくりを進める）

●処理場の施設見学（町内の各いきいきサロン及び町内小学校の社会科学習に処理場を見学してもらい、下水道の仕組みについて理解を深める）

●汚水処理施設整備交付金を活用した生活環境の整備を進めていくことにあわせ、川辺及び水を中心とした環境保護を促進することにより、加入促進、整備後の使い方の意識啓発などを図り、また、活動から生まれる人と人との交流により元気なまちづくりを進め、定住人口の増加を図る。

●東川面アクアパーク清掃（処理場に隣接する公園を地元町内会の清掃美化活動を通じて、水環境への理解を深め、協働のまちづくりを進める）

実施主体 矢掛町

実施期間 平成 27 年 4 月から平成 32 年 3 月

## 6 計画期間

平成 27 年度から平成 31 年度

## 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

### 7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

4 に示す地域再生計画の目標については、計画期間の中間年度及び計画年度終了後に矢掛町の最新のクリーンライフ等により、整備状況を把握する。

### 7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

	平成 25 年度 (基準年度)	平成 29 年度 (中間年度)	最終目標
目標 1 汚水処理人口普及率の向上	88.5%	95%	100%
目標 2 交流人口の増加	19 万人	20 万人	21 万人
目標 3 処理場見学者の増加	180 人	190 人	200 人

(指標とする数値の収集方法)

項目	収集方法
汚水処理人口普及率	矢掛町の毎年のクリーンライフより
交流人口の増加	矢掛町観光統計より
処理場見学者の増加	処理場日誌より

・ 目標の達成状況以外の評価を行う内容

- 1) 事業の進捗状況
- 2) 総合的な評価や今後の方針

### 7-3 目標の達成状況に係る公表の手法

4 に示す地域再生計画の目標の達成状況を始め中間評価及び事後評価の内容を速やかに矢掛町のホームページを利用して公表する。

## 8 構造改革特別区域計画に関する事項

該当なし

## 9 中心市街地活性化基本計画に関する事項

該当なし

10 産業集積形成等基本計画に関する事項

該当なし

# 人にやさしい快適な環境のまちづくり計画

都道府県名	岡山県	
作成主体名	岡山県, 矢掛町	
区域の範囲	矢掛町の区域の一部	

## 地域再生計画の概要

矢掛町では、「やさしさにあふれ かいてきで げんきなまち（グッドコミュニケーションタウン）」をまちの将来像とし、その実現を目指し、総合的・計画的なまちづくりに取り組んでいる。

この取り組みをさらに進め、文化的で快適な生活空間を創造するために、汚水処理人口普及率向上及び下水道事業の効率化を目標として、公共下水道事業、合併処理浄化槽設置整備事業の2事業を有効に活用し、快適で住み良い生活環境の整備を図る。

## 適用される支援措置

- ・ 汚水処理施設整備交付金



矢掛浄化センター



町家交流館